

名古屋市からのお知らせ

■中小事業者等の方が新規取得した先端設備等に係る課税標準の特例について

先端設備等導入計画について名古屋市の認定を受けた中小事業者等の方は、当該計画に基づき新たに取得した一定の設備に係る固定資産税について、3年間ゼロに軽減されます。資産を取得した翌年の償却資産申告書提出時に、以下の書類をすべて添付してご申告ください。

- ① 先端設備等導入計画の写し
- ② 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ③ 当該設備に係る工業会等からの証明書の写し
- ④ リース契約書の写し（所有権移転外リース取引の場合）
- ⑤ 固定資産税軽減額計算書の写し（所有権移転外リース取引の場合）

詳しくは名古屋市公式ウェブサイト [\(http://www.city.nagoya.jp/\)](http://www.city.nagoya.jp/) の該当の記事（ページ右上のサイト内検索で「先端設備等導入計画」と入力し、検索）をご覧ください。

○先端設備等導入計画の認定・申請に関する問い合わせ

経済局産業労働部中小企業振興課経営支援係 TEL 052-735-2100

○固定資産税の特例に関するお問合せ

下記の「償却資産の申告に関する相談窓口について」をご覧ください。

■償却資産の申告に関する相談窓口について

償却資産の申告に関するご質問等につきましては、下記相談窓口にてお伺いしておりますので、ご利用ください。

なお、関与先の納税義務者の方に係る申告資料をとりまとめてお渡ししている貴税理士会会員の方は「一括交付依頼書」を期限までにご提出いただくようお願いいたします。

栄市税事務所固定資産税課償却資産係

〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 NHK 名古屋放送センタービル8階
TEL 052-959-3309 FAX 052-959-3319

(資産の所在する区:名古屋市千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区)

ささしま市税事務所固定資産税課償却資産係

〒450-8626 名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号 日本生命笹島ビル8階
TEL 052-588-8009 FAX 052-588-8019

(資産の所在する区:名古屋市西区、中村区、中川区、港区)

金山市税事務所固定資産税課償却資産係

〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 名鉄正木第一ビル
TEL 052-324-9809 FAX 052-324-9826

(資産の所在する区:名古屋市昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区)